

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認 社会教育・文化財保護室 1頁

お 知 ら せ

平成22年 2月23日付け三重県公報第2165号に、三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の利用料金を次のとおり承認しました。

平成22年 2月23日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

有限会社熊野市観光公社
代表取締役 和田 全弘

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額 (円)
児童生徒等	1人1日につき	260
その他の者	1人1日につき	730

備考1 1日とは午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 施設を利用する場合

区分	一時間当たりの金額 (円)
体育館	310
研修室	160

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を超えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり、1時間当たりの金額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、

幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、
無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

区分	金額 (円)
設備及び器具一点又は一式につき	0

3 利用料金の承認年月日

平成22年 2月16日

4 利用料金の適用年月日

平成22年 4月1日

発 行
津市 広明町 13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社